資料1

有識者会議の設立趣旨等について



# 1 自転車活用推進本部等について



- ○自転車の活用を総合的・計画的に推進することを基本理念として、自転車活用推進法が制定(H29.5.1 施行)
- ○国土交通省に**「自転車活用推進本部」**(本部長:国土交通大臣)を設置(法第12条)
- ○<mark>関係府省庁連絡会議</mark>を設置し、国の自転車活用推進計画を策定する等、政府一体となって自転車の活用 の取組を推進 \_\_\_\_\_\_

### 自転車活用推進本部

【本部長】国土交通大臣

【本部員】総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 環境大臣 内閣官房長官 国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣(交通安全対策)

### 自転車活用推進本部事務局

【事務局長】

国土交通省道路局長

【事務局長代理】

国土交通省官房審議官(道路局担当)

【次長】

国土交通省道路局参事官

内閣府大臣官房企画調整課長

司 政策統括官付参事官(交通安全対策担当)

警察庁交通局交通企画課長

総務省大臣官房企画課長

文部科学省スポーツ庁健康スポーツ課長

厚生労働省健康局健康課長

経済産業省製造産業局総務課長

環境省地球環境局地球温暖化対策課長

#### 関係府省庁連絡会議

### 【議長】

国土交通省道路局長

#### 【構成員】

内閣官房内閣審議官 内閣府大臣官房総括審議官 内閣府政策統括官(共生社会政策) 警察庁交通局長

金融庁監督局長

消費者庁次長

総務省大臣官房総括審議官

文部科学省スポーツ庁次長

厚生労働省健康局長

経済産業省製造産業局長

環境省地球環境局長

# 2 自転車活用推進計画について



## 自転車活用推進計画

(法第9条関係)

政府は、自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する 目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な措置を定めた計画を閣議決定し、国 会に報告

## 基本方針

(法第8条関係)

## 以下の施策を重点的に検討・実施

- ①自転車専用道路等の整備
- ③シェアサイクル施設の整備
- ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備
- ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化
- ⑨国民の健康の保持増進
- ⑪公共交通機関との連携の促進
- ⑬自転車を活用した国際交流の促進

- ②路外駐車場の整備等
- ④自転車競技施設の整備
- ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等
- ⑧交通安全に係る教育及び啓発
- ⑩青少年の体力の向上
- ⑫災害時の有効活用体制の整備
- 倒観光来訪の促進、地域活性化の支援

# 3「自転車の活用推進に向けた有識者会議」の設置について



## 背景

- ・本年5月1日に施行された自転車活用推進法においては、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした自転車活用推進計画の策定が位置づけられている
- ・6月13日に開催された自転車活用推進本部第1回会合において、自転車の活用推進に関し講ずべき必要な措置を定めた自転車活用推進計画の検討に際しては、国民の幅広い意見を 伺うこととされたところ
- ・また、6月16日に開催された自転車活用推進関係府省庁連絡会議においては、連絡会議の下に自転車の活用推進について高い見識を有する学識経験者により構成される有識者会議を設置し、全般的な意見を聴取することとされたところ
- ・上記を踏まえ、自転車活用推進基本法に定める基本理念や基本方針に即して、自転車活用推進計画の案の作成に向けた検討を行うため、「自転車の活用推進に向けた有識者会議」を設置することとする。

## 有識者会議の位置付け

- 自転車活用推進関係府省庁連絡会議の下に設置
- 有識者会議の事務局は、自転車活用推進本部が担う
- 会議は3回程度開催(予定)